

議案第 13 号

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第 5 条の 2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50 万円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これから 1 万 2 千円を限度として減算するものとする。 2（略）	(出産育児一時金) 第 5 条の 2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 42 万円 を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これから 1 万 2 千円を限度として減算するものとする。 2（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の和光市国民健康保険条例第 5 条の 2 第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

出産育児一時金の支給額を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。